

令和2年度

民事事件担当裁判官等事務打合せ

協議結果要旨

最高裁判所事務総局民事局
最高裁判所事務総局総務局

この資料は、令和2年12月に、各高等裁判所及び各地方裁判所の民事事件を担当する裁判官並びに民事首次席書記官が出席（ウェブ会議の方法）して開催された民事事件担当裁判官等事務打合せの協議結果の要旨を取りまとめたものである。各協議結果の概略は次のとおりである。

なお、各庁で議論していただく際に参考となる部分について、下線を付した。

1 協議事項1（ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の運用を円滑に進め、争点整理の更なる質の向上を図るために検討すべき事項（フェーズ1関係））について

(1) この協議事項では、令和2年2月又は5月にフェーズ1の運用を開始した知的財産高等裁判所並びに高等裁判所所在地並びに横浜、さいたま、千葉、京都及び神戸の各地方裁判所本庁の合計14庁（以下「第一次実施庁」という。）の出席者から、フェーズ1の運用を進める中で、争点整理のプラクティスに徐々に変化が生じているといった実情が紹介された後、これらの変化も踏まえて、IT化後を見据えた争点整理の姿としてどのような審理運営を行うことが考えられるかについて協議がされた。

具体的には、ウェブ会議等のITツールを活用することにより、双方当事者が裁判所に出頭して争点等の整理を行うという従前のプラクティスに加えて、①双方又は一方の当事者が裁判所に出頭せずにウェブ会議の方法により争点整理のための協議を行ったり、②準備書面等の交換を先行させ、必要に応じて期日や協議の場を指定して争点整理をしたりするといった手法が紹介された。また、裁判所と当事者との間の共通認識を形成することを目的として、ファイル編集共有機能、画面共有機能及びメッセージ機能などを必要に応じて利用する手法が有用であるとの意見も紹介された。

このように、ITツールの活用により審理の進め方や共通認識の形成の手法についての選択肢が増え、事案の内容や審理の段階等に応じてこれらの手法を適切に選択することにより、争点整理のプラクティスの変化が進みつつあることがうかがわれた。

そして、このようなプラクティスの変化を踏まえて、IT化後を見据えた争点整理の姿として、様々な手法を事案等に応じて適時適切に選択し、組み合わせながら進行し、適宜ITツールも活用しながら、主張及び証拠を絞り込んだり、裁判所と当事者との間の認識共有も図ったりしていくという審理運営の改善の方向性が示された。

(2) 次に、第一次実施庁の出席者から、フェーズ1の運用を円滑に進める上でこれまで行った取組の中で効果的であったものについての概要が紹介され

るとともに、第一次実施庁、第二次実施庁（令和2年12月からフェーズ1の運用を開始した地方裁判所本庁37庁をいう。以下同じ。）を通じて、今後、フェーズ1の運用を着実に定着させるために、どのような課題に取り組むべきかについて意見交換がされた。

具体的には、各庁に対応する単位弁護士会との協力関係を構築するためにはどのような働き掛けを行うことが効果的であるかという観点からの具体例が示されたほか、ウェブ会議を実施する上で裁判官と書記官がどのように役割分担をすることが望ましいかといった点や、フェーズ1の運用を円滑に進めるためには、庁内や裁判所間において適切に情報を共有することが必要であるところ、その方法としてはどのようなものが考えられるか等について、各庁における取組例が紹介された。

2 協議事項2（IT化後の書記官事務の検討の中で見えてきた現在の書記官事務の課題等について）について

協議事項2においては、フェーズ1における書記官の争点整理手続への関与の実情について紹介された後、争点整理手続において書記官がどのような役割を果たすべきかについて協議がされた。

具体的には、協議事項1で争点整理のプラクティスに徐々に変化が生じているといった実情が紹介されたところ、裁判官と書記官の認識共有の方法については総じて大きな変化が見られないが、書面による準備手続の増加に伴い、期日間において、未陳述の書面等の管理の重要性が高まっており、書記官の意識もこれに向いているとの実情や、争点整理の記録化の在り方を検討しているとの実情が紹介された。

このような実情も踏まえて、書記官が適切な進行管理をし、争点整理手続が効果的に進むようにするために、一定程度事案の把握が必要であるとの意見や、裁判官と書記官の間で、どのような目的で、どのような方法で、書記官が争点整理手続に関与していくかを認識共有していく必要があるとの意見が出された。

また、裁判官には書記官の負担や負担感に対する配慮や遠慮があるとの意見を踏まえ、首席書記官は裁判官側と書記官側の両者の橋渡しとして、適切に働き掛けをしていく必要があることが確認された。

3 協議事項3（IT化に伴う民事訴訟法等の改正等における課題及びこれに関連して検討すべき事項（フェーズ2、フェーズ3関係））について

協議事項3においては、民事局から、法制審議会民事訴訟法（IT化関係）

部会における検討状況等の情報や、民事訴訟法第132条の10等に基づく裁判書類の電子提出の実現に向けた作業の進捗状況についての情報が提供された。

目 次

協議事項 1 ウェブ会議等のＩＴツールを活用した争点整理の運用を円滑に進め、争点整理の更なる質の向上を図るために検討すべき事項（フェーズ1関係）	1
1　ＩＴツールを活用して争点整理の更なる質の向上を図るために検討すべき事項	1
1　概要	1
2　審理運営の手法の変化	1
3　ＩＴ化後を見据えた争点整理の姿等	3
4　協議事項 1 の 1 に関する議論のまとめ	5
2　フェーズ 1 の運用を円滑に進めるために検討すべき事項	6
1　概要	6
2　第二次実施庁において、フェーズ 1 の運用を円滑に開始するために考慮すべき事項	6
3　フェーズ 1 の運用を着実に定着させるために取り組むべき事項	7
4　協議事項 1 の 2 に関する議論のまとめ	9
協議事項 2 ＩＴ化後の書記官事務の検討の中で見えてきた現在の書記官事務の課題等について～争点整理手続における関与を中心に～	10
1　概要	10
2　書記官の争点整理手続への関与等について	10
3　協議事項 2 のまとめ	12
協議事項 3 ＩＴ化に伴う民事訴訟法等の改正等における課題及びこれに関連して検討すべき事項（フェーズ2、フェーズ3関係）	13

協議事項1 ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の運用を円滑に進め、争点整理の更なる質の向上を図るために検討すべき事項（フェーズ1関係）

1 ITツールを活用して争点整理の更なる質の向上を図るために検討すべき事項

(1) フェーズ1の運用等を契機とした審理運営の手法の変化

フェーズ1の運用等を進める中でこれまでの争点整理のプラクティスが改善されたといった変化（裁判所側及び当事者側）が見られるか。そのような変化が見られる場合、それはどのような経緯で生じたものか。

(2) IT化後を見据えた争点整理の姿

(1)の変化も踏まえ、IT化後を見据えた争点整理の姿をどのように考えるか。そのような姿を見据えて、ITツールも活用しながらどのようにプラクティスを改善していくことが考えられるか。

1 概要

○ フェーズ1の運用が進む中で、第一次実施庁では、双方又は一方の当事者が裁判所に出頭しない形での争点整理（弁論準備手続期日又は書面による準備手続による協議）の機会が増え、①手続の選択、期日や協議の持ち方、②期日間の準備（証明）、③期日後の認識共有など、争点整理の審理運営の手法（プラクティス）に変化が生じつつあり、このような変化を契機として、従来の争点整理のプラクティスを見直す機運が生じてきている。

第一次実施庁の出席者からは、争点整理のプラクティスの改善の具体例や、そのような変化が生じた背景について、裁判所側、当事者側のそれぞれについて紹介されるとともに、このような変化を前提として、IT化後を見据えた争点整理の姿や、その実現に向けたITツールの活用策等について意見交換がされた。

2 審理運営の手法の変化

具体的な審理運営の手法の変化が見られる取組例などとして、次のものが紹介された。

(1) 手続の選択、期日や協議の持ち方に関するもの

（主に裁判所側の変化）

ア メリハリを付けた審理運営の手法の選択

○ 重要な書証の原本を確認したりする必要がある場合には双方当事者に裁判所への出頭を求めて期日で争点整理を行うこととし、それ以外

の場合にはウェブ会議の方法により双方当事者が不出頭の状態で争点整理を行うこととするなど、事案の内容やその手続で行う予定などを考慮してメリハリを付けて手続を選択し、審理を行うようにしている。

- 被告から委任状が提出された場合には、双方当事者の意見を聴いて書面による準備手続に付して2往復程度書面を交わし、代理人の意向を確認して当面の主張が尽きたということであれば、和解協議をしたり、書面で求釈明をしたりするなどしている。
- 審理運営の改善の動きは、フェーズ1の運用が開始した本庁だけでなく、支部でも進められている。

イ 柔軟かつ機動的な期日・協議の指定

- ウェブ会議では期日・協議が入れやすいことから、柔軟な期日等の指定が可能になった。
- 訴状の記載内容に対する実質的な反論が記載されていない答弁書が提出された場合には、第1回口頭弁論期日を取り消した上で、速やかに進行を協議するための日を設定する運用を行っている。

ウ 準備書面の提出管理への活用

- チームズのチャット等の機能を使って当事者と情報を共有したり、準備書面の提出期限を管理したりし、迅速に事件を解決した事案が複数出できている。

(主に当事者側の変化)

- 次回の期日・協議の選択に際し、当事者の方からウェブ会議の方法により関与したいという希望が述べられることが増えた。

(2) 充実した口頭での議論を行うための工夫に関するもの

(主に裁判所側の変化)

- 複数の庁から、以下の書面データをファイル共有し、期日・協議において画面共有するなどして、相互理解の促進に役立てている例が紹介された。
 - ・ 争点整理表や損害額一覧表
 - ・ 裁判所の和解案
 - ・ 実況見分調書、レントゲン画像等の書証

(主に当事者側の変化)

- 複数の弁護士が訴訟代理人として選任されている事件において、普段、出頭しない弁護士（いわゆるボス弁など）もウェブ会議の方法であれば参加できるとの理由から、期日で釈明を受けた内容について持ち帰って検討することとなるケースが減った。

- 電話会議と比較してウェブ会議の場合には相手方の表情が分かるために会話がしやすく、電話会議より会話量が増え、口頭での議論が活性化した。
- 書面による準備手続の協議においては、準備書面を陳述することができないため、自由に議論をするという機運が生じやすく、争点整理のための口頭議論が盛んになった。

(3) 口頭議論の準備・結果の共有に関するもの

(主に裁判所側の変化)

- 話題事項・釈明事項や争点整理に関する理解を示したメモを事前にファイル共有機能を活用して当事者と共有する取組が行われている。このよ
うな取組が進むことにより、当事者が的確に期日・協議間準備を行うこと
が可能となり、期日・協議における口頭での議論の活性化が進んでいる。
- チームズのチャット機能を利用して手続が終わった後に議論の到達点を確認するメッセージを当事者に送っている。このような取組により当
事者と共有した認識の内容を視覚化することが容易になり、代理人が次
回までの準備事項等を正確に把握することができるようになった。なお、
メッセージのうち重要なものは経過票の別紙として残しており、一方當
事者の代理人が出頭する場合でも、当該代理人の同意を得てメッセージ
機能を利用している。

(主に当事者側の変化)

- 代理人の側からも、ファイル共有機能等の利用を希望する場合がある。

(4) 全庁的な取組の必要性

- 審理運営の改善の動きは、多くの場合、裁判官や部レベルにとどまって
おり、庁全体で審理運営の改善のための検討を進めていくことが今後の
課題である。

3 IT化後を見据えた争点整理の姿等

IT化後を見据えた争点整理の姿及びITツールを活用したプラクティスの改善について、次のような見解が示された。

(1) 審理運営の手法の選択に関するもの

- フェーズ1の運用は順調に裾野を広げており、フェーズ2及びフェーズ
3に至れば裁判所と代理人が同じ画面を見ながら作業することが増え、
審理の手法の選択肢が増えてくると思われる。事案ごとに適切な手法を
選択するという視点が重要であるが、いずれにしても、口頭での議論を活
性化することが必要であるという原点を忘れてはならない。
- 対面、ウェブ会議、チャットなどの選択肢について、事件の内容や当事

者の性質、裁判官の経験等に応じて柔軟に使い分けることが求められる。

- 庁内で審理運営の進め方について協議をしたところ、事案の概要を把握することができるまでの最初の数回にわたって準備書面のやり取りを行い、進行に関する当事者とのやり取りはメッセージ機能を用いるという手法や、当初は短時間のウェブ会議で進行し、その後、時間を取って集中して口頭で議論を行うという手法などが考えられるとの意見が出た。

(2) 主張及び証拠の絞り込みに関するもの

- ITツールを活用して審理の序盤から充実した口頭での議論を行うことにより、従来のように主張内容が拡散してから整理するのではなく、序盤から真の争点を明らかにしていくプラクティスを目指すべきである。
- 書面による準備手続の終結後の口頭弁論の期日において、その後の証拠調べによって証明すべき事実を当事者との間で確認することになるが、その中で、主張の変遷を総括させたり、証拠を選別して提出させたりするとともに、その機会を捉えて心証を開示するといった運用も考えられる。
- IT化後も口頭審理を充実させて整理されたデータを確認するという作業が必要になる。例えば、主張については、基本的な主張を適宜修正して最終的なものに仕上げていくとか、証拠については、裁判官が求め、当事者が重要と考えるものを選別して整理して取り調べることにするなどが考えられ、このためのデータの修正や選別など、ITツールを有効に利用することになる。ただし、IT化によって無駄な作業をして争点整理が長期化しないようにすることが必要である。
- 弁護士会との協議では、争点整理が必要な事件で裁判官が争点整理をしてくれないとか、争点整理をしてもポイントがズレているとかといった指摘を受けることがあり、このような受け止めがされていることを肝に銘ずる必要がある。

(3) メッセージ機能等の利用・記録化に関するもの

- 期日で充実した議論をする必要のある複雑な事件を選別した上、メッセージ機能を用いて議論のたたき台になるようなものを当事者に送って準備を求めることが考えられる。受信したメッセージに対して直ちに返信するのは裁判官・弁護士とも大変であるが、社会全体がスピード感を増している中で、法曹のみが現状のままでよいというわけにはいかない。
- チャット等の期日外のやり取りは記録に残らない。記録にとどめることも念頭に議論の結果を整理して残す取組も必要である。民事訴訟規則第63条第2項のように、一定の要件の下で記録化が義務付けられているものもあるし、その時々の口頭議論の結果が記録化されていれば時機に

後れた攻撃防御方法の提出であると認められる事案もある。

(4) 専門委員の活用に関するもの

- 争点を的確に把握するために早い段階からウェブ会議を活用して専門委員に入つてもらうことが考えられる。

4 協議事項 1 の 1 に関する議論のまとめ

- フェーズ 1 の運用が進むことにより、当事者が期日に出頭して対面で争点等の整理を行うという従前のプラクティスに加えて、①双方又は一方の当事者が裁判所に出頭せずに争点整理を進めたり、②準備書面等の交換を先行させ、必要に応じて期日や協議の場を指定して争点整理をしたりするといったプラクティスが生ずるなど、IT化を契機として審理の手法の選択肢が増え、事案の内容や審理の段階等に応じて、それらの手法を適切に選択することでメリハリのある進行が意識されるようになってきている。

また、画面共有機能、ファイル編集共有機能、メッセージ機能等を活用した口頭議論の準備や、その結果の共有を行うなどの新たなプラクティスが生まれるなどの変化も徐々に生じつつある。

当事者側においても、ウェブ会議を積極的に希望したり、ウェブ会議により参加が可能となった代理人が加わることで口頭議論が活性化したりするなどの変化が見られる。

- このような変化を踏まえ、IT化後を見据えた争点整理の姿として、上記のような審理運営の手法についての選択肢を事案の内容等に応じて適時適切に組み合わせながら進行しつつ、主張及び証拠を絞り込んでいく方向性の意見が複数の出席者から示された。また、裁判所と当事者の共通認識の形成に向けて、事案の内容等も十分に考慮した上で、ファイル編集共有機能などを活用してプラクティスを改善するといった提案もされた。

- 以上の取組や提案等は、いずれも法改正を待たずに実現することができるものであり、現段階では一部の部や裁判官によるものにとどまっているものの、フェーズ 1 の運用が全地裁本庁に拡大するのに合わせて、IT化後を見据えた柔軟な発想の下、事案の内容、当事者の習熟の程度等に応じつつ、庁全体ひいては全国的な取組等へと展開していくことが期待される。その際には、当事者側の受け止めや社会全体の変化といったことにも思いを致し、それらのニーズにも即した取組としていくことが肝要であると思われる。

2 フェーズ1の運用を円滑に進めるために検討すべき事項

(1) 第二次実施庁において、フェーズ1の運用を円滑に開始するために考慮すべき事項

ア 第一次実施庁におけるこれまでの取組のうち、第二次実施庁がフェーズ1の運用を円滑に開始するために参考になると考えられるもの（フェーズ1の運用が開始してから明らかとなった課題とその克服策等も含む。）にはどのようなものがあるか。

イ フェーズ1の運用を円滑に開始するために、第二次実施庁において、どのような取組を行うべきか。

(2) フェーズ1の運用を着実に定着させるために取り組むべき事項

ア 第一次実施庁において、現在、直面している課題にはどのようなものがあるか。それらの課題を克服するために、どのような取組をしているか。

イ 庁内（全庁的に関心を高める方策）や弁護士会（弁護士会との連携等）との関係で、今後進めるべき取組にはどのようなものがあるか。

ウ フェーズ1の運用を行う庁の間でどのような連携を行うことが考えられるか。

1 概要

○ フェーズ1の取組を全国規模で着実に進めていくためには、第二次実施庁においても円滑にフェーズ1の運用が開始されることが不可欠であり、そのためには、第一次実施庁で進められてきた取組を各庁に還元し、併せて、現在の課題も含めて全国規模で共有することが有用であると考えられる。このような観点から、協議事項1の2では、第二次実施庁において、フェーズ1の運用を円滑に開始するために考慮すべき事項について、主に第一次実施庁からこれまでの取組が紹介されるとともに、第一次実施庁、第二次実施庁を通じて、今後、フェーズ1の運用を着実に定着させるために取り組むべき課題等につき意見交換がされた。

2 第二次実施庁において、フェーズ1の運用を円滑に開始するために考慮すべき事項

第二次実施庁において、フェーズ1の運用を円滑に開始するために考慮すべき事項について、主に第一次実施庁から次のような取組等が紹介された。

(1) 第一次実施庁におけるこれまでの取組のうち、第二次実施庁がフェーズ1の運用を円滑に開始するために参考になると考えられるもの

ア 庁内における取組

- ウェブ会議を実施するには様々な準備を要するが、誰がいつどのよう
うな作業をするかをまとめ、これを記録とともに保管して作業後に確
認することにより、円滑に進捗を管理することができるようになった。
- 様々な場面に迅速に対応することができるようするために、フェ
ーズ1の運用を行っている府の間で情報を共有することが必要である。

イ 弁護士会との連携

- 弁護士会との間で操作体験会を繰り返したり、弁護士会内の広報活
動（eラーニング動画、会報記事等）にも協力したりした。また、支部
の所在地に事務所のある弁護士はウェブ会議で手続に関するニーズ
が高いと考えられるため、これらの弁護士を対象として支部主催の操
作体験会を開催し、本府からPTメンバーをバックアップとして派遣
した。このような取組を進めるにより、弁護士にウェブ会議の利用が容
易で便利であると認識してもらう一助になったと考える。
- 弁護士会の中にはIT化に対して様々なスタンスの弁護士がいて理
解が円滑に進まない面もあるが、まずはIT化ワーキンググループの
有志の弁護士と議論して働き掛けをしている。

(2) フェーズ1の運用を円滑に開始するために、第二次実施庁において行うべき（現に行っている）取組

- 大都市の近郊に所在する中小規模府では、当該大都市に事務所のある
弁護士がウェブ会議を利用する場合も多いと思われるため、当該大都市
を管轄する第一次実施庁から情報提供を受け、運用開始に備えている。
- 同一高裁管内にある高裁所在地の地裁本庁から情報提供を受け、弁護
士会に向けた説明会を開催している。
- 管内の弁護士会が多くの地区会に分かれているため、地区会ごとに説
明会を実施した。まずは電話会議の代わりにウェブ会議を行ってみると
いう形で使ってみてほしいと説明している。

3 フェーズ1の運用を着実に定着させるために取り組むべき事項

フェーズ1の運用を着実に定着させるために取り組むべき事項について、
次のような取組等が紹介された。

(1) 現在直面している課題及び克服のための取組（第一次実施庁）

- 書記官にとって準備の負担が重いため、裁判官がウェブ会議の実施に
慎重になっているとの指摘が一部にあるが、作業自体は難しいものでは
なく、管理方法の工夫で解決する余地がある上、初期の段階では、裁判官

がチームの作成等の準備作業を分担することも検討すべきである。ウェブ会議の利用登録の作業が一巡すれば、その後は、新たにウェブ会議を利用する事件の分だけを登録すれば足りることになり、準備の負担は大きく減少する。

- ウェブ会議に多数の代理人が別の画面で参加すると画面が細分化されたり、一部の者が画面に映らなくなったりして円滑な訴訟指揮を阻害するおそれもあるため、合理的な人数に制限する必要があるとも考えられる。発言が重複したり、マスクにより発言者が分からなかつたりすることがあるため、挙手と氏名を名乗ることを徹底するほか、ネームプレートを用意するなどの工夫を要する場合もあるのではないかと思われる。
- 当事者が多数の事件において、多数の代理人とあらかじめ期日調整を行う場合には、チームズの機能が有効である。
- 今般の管理運用要領の改訂を踏まえて府内で検討した結果、訴訟代理人が選任されている場合において、法人の代表者又はその担当者の電子メールアドレスを登録することにより手続の円滑な進行に支障が生じるおそれがないときは、各当事者について訴訟代理人を含めて3つまでの範囲内で、これらの者についても電子メールアドレスの登録を認めても差し支えないものとした。もっとも、これは最大限認められる範囲であり、事案に応じて必要と認める範囲で認めることになる。

(2) 全庁的に関心を高める方策（第一次実施庁）

- 裁判官のITツールへの習熟度に差があるため、ファイル編集共有機能や画面共有機能などを利用するような実践例について、高裁や非訟部を含む本庁の裁判官を対象にセミナーを行った。
- 係ごとにウェブ会議の実施件数にばらつきがあることから、実施数の多い係の取組を他の係の裁判官にも見てもらうよう取り組んでいる。
- 弁護士側はウェブ会議に慣れてきているものの、来年の4月には初めてウェブ会議を行う裁判官・書記官が異動してくる。初心者向けの対応を要する。

(3) フェーズ1の運用を行う府の間の連携等

- 他の裁判官がどのようにウェブ会議を利用しているかを知ることが重要であるため、府内の実情に関する調査を行い、高裁管内に還元したり、府内・IT化PT同士の情報交換の機会を設けたりしている（第一次実施庁）。
- 他府や遠方の支部と合同PTを組み、作業の進捗状況を共有したり、同一高裁管内の高裁所在地の地裁本府から情報提供を受けたりすることで、

足並みを揃えるべきところと個別に対応すべきことを区別することができている（第二次実施庁）。

4 協議事項 1 の 2 に関する議論のまとめ

- フェーズ 1 の運用を円滑に開始するためには、弁護士会との協力関係の構築が特に重要であることが確認された。
- フェーズ 1 の運用を着実に定着させるための課題として、ウェブ会議の準備等における裁判官と書記官との間の意見交換や役割分担、多数の代理人がウェブ会議への参加を希望する場合の対応、庁内・裁判所間における情報交換の在り方等が指摘された。
- これらの情報等を参考として、第二次実施庁においてフェーズ 1 の運用を円滑に開始するとともに、第一次実施庁を含め、フェーズ 1 の運用が着実に定着していくことが期待される。
なお、フェーズ 1 の運用開始当初は、電話会議をウェブ会議により代替するものであるといった説明等を通じて、まずは利用者の裾野を広げることが重要である。その後は、関係者の習熟度等に応じてチームズの各種機能を用いた先進的な取組を進めていくことも期待されるが、実際にどのような機能を利用するかについては当事者の意見を聴いて判断すべきである。特に、第二次実施庁管内の弁護士は、上記のような説明（電話会議をウェブ会議により代替するものである）を受けているにとどまる可能性にも配慮することが求められる。

協議事項2　IT化後の書記官事務の検討の中で見えてきた現在の書記官事務の課題等について～争点整理手続における関与を中心に～

1　書記官の争点整理手続への関与等の変化について

フェーズ1の運用（運用の検討）の中で、審理運営の手法の変化やITツールの活用により、争点整理手続期日の立会いや記録化といった書記官の争点整理手続への関与に変化は生じたか（生じると考えられるか。）。実際に変化が生じた場合には、どのような変化が生じたか。

裁判官と書記官との情報共有のための方法や書記官による事案の把握の程度についてはどうか。

2　争点整理手続において書記官が果たすべき役割について

(1) 裁判官としては、書記官に対し、どのように争点整理手続に関与し、どのような事項について記録化をすることが相当であると考えているか。また、書記官に対し、事案の把握をどのような意義でどの程度求めているか。それと比して、1の状況について、裁判官としてどのように感じているか。ギャップがある場合には、それを埋めるために、書記官との協働の観点からどのような工夫が考えられるか。

(2) (1)の意見について、書記官としてはどのように考えるか。書記官は、書記官の果たすべき役割を全うするために、どのような視点をもち、どのような方法で適切に争点整理手続に関与し、事案の把握や裁判官との意思疎通を図っていくことが考えられるか。そのために首次席書記官は何をするべきであると考えるか。

1　概要

○ 各庁においてフェーズ1の運用の検討や実践を進める中で、裁判官と書記官との間で目標とする争点整理の姿を検討し、実現していくためには、裁判官のみならず、書記官も争点整理手続においてどのような役割を果たすべきか、争点整理手続へ具体的にどのように関与するかについて、裁判官と書記官が協働して検討を進めることが重要である。本協議では、フェーズ1における書記官の争点整理手続への関与の実情と在り方について意見交換を行った。

2　書記官の争点整理手続への関与等について

(1) フェーズ1の運用における書記官の争点整理手続への関与等の実情について

○ フェーズ1の運用において、裁判官の審理運営には変化が見られた

もあったところ、争点整理期日に行われた内容の裁判官と書記官との認識共有については、現状では総じてこれまでと大きな変化が見られないことがうかがわれた。

- 一部の府からは、裁判官が口頭の議論に集中するために、裁判所と当事者間で確認された事項や当事者の準備事項について、立ち会った書記官がメモを作成し、チャット機能を用いて期日中やその後に当事者と共有するという試みがあることが紹介された。
- 書面による準備手続の増加に伴い、期日間において、未陳述の書面や未提出の書証を管理する重要性が高まっており、書記官もこれらの管理に意識が向いているという紹介があった。

(2) 争点整理手続において書記官が果たすべき役割について

争点整理手続において書記官が果たすべき役割について、次のような見解等が示された。

- 裁判官が判断に集中するためには、書記官が進行管理を適切に行っていく必要があり、裁判官の訴訟運営方針や書記官が果たすべき役割を裁判官と書記官の間で認識共有する必要がある。
- 裁判官からは、自身の訴訟運営方針を書記官に伝える方法等について、書記官と口頭で認識共有しており、IT化をきっかけとしてその機会が増えたという意見や、日々のミーティングを中心に行っているという意見が出された。
- 書記官が果たすべき役割について、その実現方法はそれぞれの裁判官と書記官の組合せによって異なるが、裁判官と書記官の間で、裁判官は書記官にどのような目的のために、何をしてほしいと考えているのかを認識共有することが重要であり、例えば、期日間に書記官に何をしてほしいのか、書記官事務を効果的に行うために、書記官がどう事件に関与していくのか、何のためにどの程度事案の把握が必要なのかといった点を認識共有する必要がある。
- 書記官が、書面の効果的な督促など適切な進行管理をし、争点整理手続が効果的に進むようにするためには、一定程度事案の把握が必要である。
- 書面による準備手続が増加しているところ、この記録化については、調書や経過表等の複数の選択肢があり、どのような内容をどのような方法で記録化すべきかについて検討している。
- 裁判官には書記官の負担や負担感に対する配慮や遠慮があるが、首席書記官としては、書記官の役割に照らして書記官が本来行うべき事務は

当然書記官が行うべきであることを裁判官及び書記官が理解し実践する
ことができるよう働き掛けをする必要がある。

3 協議事項2のまとめ

- 裁判官からは、裁判官が判断に集中し、争点整理手続を円滑に進行させるためには書記官と協働することが重要であるとの意見が出された。書記官がどのような役割を果たすべきかについては、裁判官と書記官が双方向で議論しながら検討していく必要があり、首席書記官は裁判官側と書記官側の両者の橋渡しとして、適切に働き掛けをしていくことが必要であることが確認された。
- ITツールの活用により、争点整理のプラクティスに徐々に変化が生じており、裁判官の審理の進め方や争点整理の記録化の方法についても選択肢が増えているところ、このような変化に応じた書記官の争点整理手続への関与について検討し、実践していく必要がある。

その際には、ITツールを活用することにより、ITで担えるものはITによることとし、書記官が書記官として担うべき事務に注力して、書記官の役割を充実させていくことが重要である。

効果的な争点整理手続の実現のためには裁判官と書記官の協働が不可欠であり、裁判官から自らの審理運営方針を書記官に伝え、書記官からもそれを実現する方法を提案していくといった意思疎通を行い、裁判官と書記官の間で、書記官がどのような役割を果たし、具体的にどのような事務を行うかを議論して実践していくことが重要であるが、これはIT化後の事務だけでなく、現在の事務においても当然ながら当てはまるることであり、今できるところから実践していくことが期待される。

協議事項3　ＩＴ化に伴う民事訴訟法等の改正等における課題及びこれに関連して検討すべき事項（フェーズ2、フェーズ3関係）

- 民事局から、法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会における調査審議の状況や、民事訴訟法第132条の10等に基づく裁判書類の電子提出の実現に向けた作業の進捗状況について情報提供がされた。